

一宮市立黒田小学校 いじめ防止基本方針

I 本校の教育目標より

(1) 教育目標

未来を拓くことができる【よく考える子 がんばる子 明るい子】を育成する。

(2) 重点努力目標より

① 豊かな人間関係を育てる

ア 基本的生活習慣の定着（あいさつ・返事・正しい言葉遣い・廊下歩行・清掃・思いやりの心・感謝の気持ち・規範意識） …「黒田っ子の一日」を基にした生徒指導

イ 人権教育推進…「命の学習」をはじめとする命を大切に作る心の育成

② 読書体験の充実に努める

ア 「朝の読書」や読書週間の活動の充実、学校図書館の充実と公共図書館との連携

③ 体験活動の充実に努める

ア 感動を味わえる行事の充実、飼育・栽培活動、福祉・ボランティア体験

④ 様々な心の問題をもった児童や家庭への支援に努める

ア 信頼関係構築と相談活動充実、早期発見・早期対応

イ 児童の主体的活動による全校体制でのいじめ防止の取組

ウ いじめ・不登校対策での組織的取組、関係機関との連携

⑤ 地域ぐるみで規範意識の向上に努める

ア 児童と地域の人々との交流の場の拡充、家庭教育への積極的な啓発

(3) 道徳教育の目標

道徳の時間の充実に努め、授業参観等を通じた保護者への啓発や、より良い人間関係づくりへの取組に力を入れる。

(4) 人権教育の目標

人権尊重の立場に立って、偏見や差別の不合理を理解し、みんなでこれらを排除し、望ましい集団生活を築こうとする態度を育てる。

(5) いじめ・不登校に対する指導の重点

① 全職員の共通理解のもと、その児童の特性や問題の背景を把握し、心のつながりやふれあいを大切にされた指導に心がける。

② 児童の気持ちや立場を認めながら、定期的・計画的な相談活動を行う。

③ 認め合い励まし合える学級づくりに心がけ、児童の自己肯定感を高める工夫をする。

(6) 自殺予防教育の重点

① 児童が「心の健康」に関する知識を身につけ、悩みやストレスを一人で抱え込まずに、信頼できる大人や友人にSOSを出せる援助希求的態度を育成する。

② 自他の命の尊さを理解し、危機に際して適切に対処できる力を養う。

2 いじめ防止についての基本的な考え方

(1) いじめについての基本認識

いじめは、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。また、どの児童もいじめの被害者にも加害者にもなりうる。

(2) 本校のいじめに対する基本姿勢

児童の尊厳を守り、いじめに向かわせないために、教職員が日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的にいじめに対応していく。また、いじめ防止等の対策は、学校、家庭、地域住民その他関係機関との連携の下に進めていく。学校は、児童が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場でなくてはならない。

(3) 育てたい児童と教師の役割

児童一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく。その中で、児童が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。

3 いじめ防止対策組織

「いじめ・不登校等対策委員会」を設置し、いじめの未然防止に取り組むとともに、いじめのささいな兆候や懸念、児童からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応する。

「いじめ・不登校等対策委員会」は、校長、教頭、教務主任、校務主任、学年主任、生徒指導主任、いじめ等対策主任、不登校対策主任、養護教諭等で構成し、必要に応じてスクールカウンセラー等を加える。

(1) 「いじめ防止対策組織」の役割

① 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認

ア 「学校いじめ防止基本方針」に基づき、組織的な対応を図る。

イ 教職員による取組評価・保護者による学校評価アンケートを行い、「いじめ・不登校等対策委員会」及び「学校運営協議会」において、学校におけるいじめ防止対策を検証し、改善策を検討していく。

② 教職員への共通理解と意識啓発

ア 年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。

イ 「あなたのことを知るために」や一日観察日、個人面談（教育相談）等の結果集約、分析、対策の検討を行い、実効あるいじめ防止対策に努める。

③ 児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

- ア 随時、「ウェブサイト」等を通して、いじめ防止の取組状況を発信する。
- イ 保護者に対してアンケートを定期的に行い、保護者が児童の様子や学校への要望等を発信する機会を設ける。
- ウ コミュニティ・スクール（学校運営協議会）を活用して、地域全体のいじめ防止意識の向上に努める。

④ いじめ事案への対応

- ア いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消に向けた指導・支援体制を組織する。
- イ 事案への対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、関係機関と連携して対応する。
- ウ 問題解消と判断した場合もその後の児童の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。

4 いじめ防止等に関する具体的な取組

(1) いじめの未然防止の取組

- ① 児童同士の関わりを大切にし、互いに認め合い共に成長する学級づくりを進める。
 - ア 「あなたのことを知るために」や教育相談を活用して、より良い学級づくりに努める。
 - イ すこやか委員会では、いじめの状況やその後の児童同士の関わりについて記録を残し、だれもが把握できるように努める。
- ② よく分かる授業を展開し、個々に自己肯定感と充実感を味わわせる。
- ③ いじめが心配される事案があった場合にも、周り又は全員にいじめは許されない行為であることを呼びかけ、いじめを見過ごさず生み出さない集団づくりを行う。
- ④ 道徳教育・人権教育の充実を図るとともに体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。
- ⑤ 集会等でいじめ未然防止の講話を行う。
- ⑥ 児童の話し合い活動などの主体的な活動を年間計画に位置づけて実施し、いじめ防止の意識を高める。
- ⑦ 情報モラル教育を推進し、児童にネットの正しい利用とマナーについての理解を深めさせ、「ネット上のいじめ」を防ぐよう継続指導する。

(2) いじめの早期発見の取組

- ① 日頃の児童のささいな変化や気になる行為に関して、情報を共有し、組織的な見守り・支援ができる全校体制を整える。
- ② 「あなたのことを知るために」及び教育相談の定期的な実施（年間3回）や、一日観察日の実施（月1回）を通して、児童の小さなサインを見逃さないように努めるとともに、日常的に児童の実態把握に努める。
- ③ 過去にいじめ被害にあった児童に対し、継続的な見守りを行う。
- ④ 通学の見守り隊や立ち番の保護者から情報を得るように努める。
- ⑤ 児童が相談しやすい環境を整える。

- ア 教師と児童との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努める。
- イ 相談箱等を設置し、児童が担任以外の職員にも相談できるようにする。
- ウ 県及び市のスクールカウンセラーの相談日を全家庭に紹介（配付）する。
- エ 電話相談窓口の一覧を全家庭に紹介（配付）する。

(3) いじめに対する措置

- ① いじめの発見・通報を受けたら、「いじめ・不登校等対策委員会」を中心に組織的に対応する。
- ② 被害児童を守り通すという姿勢で対応する。
- ③ 加害児童には、教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- ④ 教職員の共通理解のもと、保護者と協力し、スクールカウンセラー、警察署、児童相談センター等関係機関とも連携して取り組む。
- ⑤ 「ネット上のいじめ」については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して対応する。

5 重大事態への対応

- (1) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告をし、「重大事態対応への対処」に基づいて対応する。
- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ・不登校等対策委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応するとともに、関係諸機関との連携を図る。
- (3) 調査結果については、被害児童、保護者に対して適切に情報を提供する。

6 学校の取組に対する検証・見直し

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、PDCAサイクルで見直し、実効性のある取組となるよう努める。
- (2) いじめに関する項目を盛り込んだ、教職員による取組評価・保護者による学校評価アンケートを実施し、「いじめ・不登校等対策委員会」及び「学校運営協議会」において、いじめに関する取組の検証を行う。

7 その他

- (1) 「いじめ対策ハンドブック」（一宮市教育委員会・一宮市いじめ対策推進委員会作成）を活用する。
- (2) いじめ対策に関する研修（ピア・サポート）を随時実施したり、教育委員会等が主催する講演会や事例研究会に関係職員を参加させたりして、児童理解を深め、いじめ未然防止や対応についての教職員の資質向上に努める。
- (3) 「学校いじめ防止基本方針」を学校ウェブサイトに掲載する。
- (4) 長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。